

集会アピール

「非武装平和主義」「基本的人権の尊重」「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、日本によるアジア・太平洋戦争における植民地支配と侵略戦争に対する反省から、恒久平和の強い願いを込めて制定されたものです。本日5月3日で施行65年を迎えますが、日本が敗戦後、今日に至るまで直接他の国と戦火を交えることなく歩むことができたのは、「戦争の放棄」を定めたこの憲法と平和と民主主義を守る市民の闘いによるものであることは明らかです。

今年は、沖縄を切り捨てたサンフランシスコ講和条約の発効から60年、沖縄本土「復帰」から40年を迎えました。

日本の国土のわずか0.6%に過ぎない沖縄県に、日本の米軍基地の約75%が集中しています。沖縄の米軍基地は、その最初の成り立ちから沖縄県民の財産権や憲法が保障する基本的人権を踏みにじって成り立ってきました。占領下で土地を強制的に奪って建設した米軍基地は戦後67年にわたって使い続けられています。

4月27日に公表された在日米軍再編に関する「共同発表文書」では、米軍普天間飛行場の移設については、名護市辺野古以外の移設に含みをもたしたものの、辺野古への現行計画が「これまでに特定された唯一の有効な解決策」として推進姿勢を崩していません。また、普天間飛行場については、「代替施設の移設完了まで補修し使用する」としており、継続使用され固定化が懸念されます。さらに、開発段階から何度も墜落事故を起こしたMV22オスプレイを配備し、東村高江にはオスプレイ運用を前提としたヘリパットの建設も強行しようとしていることは、到底許されるものではありません。

私たちは、辺野古新基地建設を許さず、住宅密集地にあって危険な普天間基地の早期返還・撤去を求めていかなければなりません。

政府は、中国を仮想敵国として、南西諸島を中心に自衛隊と米軍による警戒監視活動や共同訓練などで連携する「動的な日米防衛協力」の強化をめざしています。

私たちは、こうした「戦争をする国づくり」をすすめようとする動きに対して、改めて平和憲法の意義・大切さを再認識し、その理念をアジアをはじめ世界に広めていく運動を積極的に進めていくことが大切です。

本集会を契機に、平和を守り、憲法改悪反対・憲法の理念を生かす広範な運動を展開していくことを参加者全員で確認しましょう。

2012年 5月 3日

沖縄復帰40年、憲法を私たちの手に！憲法施行65周年北海道集会